

令和3年度 協働事業提案制度「区から提起する課題」概要書

テーマ	成人の発達障害者に対する家事トレーニングの取組
今回提案する事業が必要となった背景や課題	平成17年4月1日に発達障害者支援法が施行され、それぞれの障害特性やライフステージに応じた支援を行うことが国や自治体、そして国民の責務として定められた。当区においても児童発達支援等で幼少期の療育について整備を進めている。しかしながら、現在の成人期の方々は幼少期に発達障害の理解が普及していなかったため、十分な療育・支援を受けることがないまま大人になり、職場や家庭で生きづらさを感じ、うつなどの精神疾患の合併や、引きこもりなどの社会との不適應を引き起こしやすい傾向にある。少しでも生きづらさを解消し二次障害を防ぐことが課題となっている。
これまで区が行ってきた取り組み	障害福祉サービス（居宅介護） ふれあいサービス
今回提案する事業内容（企画募集する内容）	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害で家事等の手順がわからない方の自宅へ訪問し家事手順のマニュアル化、環境整備など必要な支援を行う。
事業の目的と達成したい目標	<ul style="list-style-type: none"> 少しでも生きづらさを解消し、二次障害を防ぐ 地域における発達障害の認知度、理解度の向上
協働の必要性	行政の持つ信頼を背景に、より区民感覚と近いNPO団体等と協働することにより、区民ニーズに的確に対応した運営が期待できる。
想定される区の役割	<ul style="list-style-type: none"> 広報 家事トレーニング希望者の仲介
想定される団体の役割	<ul style="list-style-type: none"> 家事トレーニングの手法の提案・実施
担当課からのコメント	片付けの手順がわからないという発達障害の方々からの相談が増えており、発達障害に特化した支援が必要と考え提起しました。継続的に実施できる仕組み作りの提案をいただけることを期待しています。
担当課	障害福祉部 障害者支援課 在宅生活相談係

江東区長期計画における位置づけ

施策の大綱	ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち
基本施策	誰もが自立し、安心して暮らせる福祉施策の推進
施策	障害者支援と共生社会の実現

